公 告

大隅河川国道事務所管内(直轄道路管理区間)における 災害時等応急対策業務に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和4年2月3日

国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、大隅河川国道事務所が管理する直轄道路管理区間において発生した災害もしくは災害の発生が予測される場合、緊急的に道路の巡視又は応急対策工事等を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資するとともに、応急対策(道路巡視・応急対策工事等)に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等(以下「建設資機材等」という。)の確保及びその対応方法を定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、応援対策本部長もしくは、 災害等支援対策本部長(九州地方整備局長)から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所 の直轄管理区間外(他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体)においても同様とする。 なお、本協定の協定書は別紙-1のとおりとする。

(2) 基本協定区間

基本協定締結区間は直轄道路管理区間とし別図-1のとおりとする。また、大隅河川国道事務所が管理するその他の施設(別図-2)に関して、応急対策を要する災害についても対象とし、 基本協定を締結するものとする。

- (3) 協定期間 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日
- (4) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及び、資機材保有状況を総合的に評価して協定締結業者(鹿屋国道維持出張所管内のうち、①国道220号10社程度、②東九州自動車道10社程度、垂水国道維持出張所管内の③国道220号及び国道224号10社程度)を選定する。
- (5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、当該協定締結業者の中から、 前項(4)の評価及び、地理的条件等(作業所等への距離)、実施可能工種により、評価の高い順 に契約締結業者を決定し、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令 等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害の発生がなかった場合等は、実際の工事を行わないこと になることを付記する。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度一般土木工事に係る(C~D) 等級、又は維持修繕工事の一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度一般土木工事に係る(C~D)等級、又は維持修繕工事の一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和4年4月1日時点において受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

なお、認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者の応募に該当し、応募を 無効とする。

- (3) 緊急業務に対応した体制の確保として、災害時に自社において3名以上の一・二級土木施工管理技士の確保ができること。
- (4)希望する基本協定締結区間については、本店又は支店営業所等の所在地から希望する対象区間に 概ね60分以内で到達できること。また、本店又は支店営業所等の所在地が大隅河川国道事務所管 内の市町村にあること。(表-3のとおりとする)

なお、大隅河川国道事務所管内に本店の所在がなく支店営業所等の所在がある場合は、常駐している1名以上の技術者(自社)の氏名・資格(一・二級土木施工管理技士有すること)・常駐の証明(様式自由)を提出すれば、参加資格を満たすと判断する。また、常駐とは大隅河川国道事務所管内の市町村(表-3)に住居があり、大隅国道事務所管内の支店営業所等に勤務していること。

(12 0)	(3 3) 有国政府官的(3)的日本自义は文伯音采用专用任地			
出張所管内	対象区間名	協定締結業者数	本店又は支店営業所等の所在地	
鹿屋国道維持	①国道220号	10社程度	志布志市、鹿屋市、垂水市、曽於市、肝付町、	
出張所管内	②東九州自動車道	10社程度	東串良町、大崎町、南大隅町、錦江町	
垂水国道維持	③国道220号	10社程度	垂水市、鹿児島市の桜島島内、鹿屋市	
出張所管内	国道224号			

(表-3) 各出張所管内における該当本店又は支店営業所等所在地

※各応募対象区間は、別図-1のとおりとする。

各応募対象区間の応募者に偏りが多い場合は、会社の所在地を勘案し調整を行う場合がある。

(5)経常建設共同企業体にあっては、九州地方整備局(港湾空港関係を除く。) における維持修繕工事 又は一般土木工事に係る(C、D)等級の有資格業者(令和元年度現在のランクが(C、D)ランク であれば可)の認定を現在まで継続して受けていること及び令和5年3月31日まで経常建設共同企 業体の解散をしないこと。

なお、経常建設共同企業体が現在まで継続しているとは、経常建設共同企業体の各構成員について も変更がないことをいう。

また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

(6)協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 災害協定に基づき災害協定業者との工事請負契約を取り交わす時点において、災害協定業者は 法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。 なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と、直前1年間の完成工事 高により掛金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、工事請負契約の条件とな る保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

> 担当: 道路管理課長 (内線431) 管 理 係 長 (内線432)

- (2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法
 - ① 交付期間:令和4年2月3日(木)から令和4年2月25日(金)までの土曜日、日曜日及び 祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
 - ② 交付場所:〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1 国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 道路管理課
 - ③ 交付方法:大隅河川国道事務所ホームページ(記者発表)に掲載する。
- (3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等提出期間、場所及び方法
 - ① 提出期間:令和4年2月3日(木)から令和4年2月25日(金)までの土曜日、日曜日及び 祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
 - ② 提出場所:上記3.(2)②に同じ
 - ③ 提出方法:持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

4. その他

(1)技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

大隅河川国道事務所管内(直轄道路管理区間)における 災害時等応急対策業務に関する基本協定

<道路事業>

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長 岩男 忠明(以下「甲」という)と、 株式会社 ○○○ 代表取締役 ○○ ○○ (以下「乙」とい

う)とは、災害時等における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

- 第1条 本協定は、甲が管理する直轄管理区間(道路)及びその他の施設に係る業務の実施区間(以下、「直轄管理区間(道路)等」という。)において発生した災害もしくは災害の発生が予測される場合、緊急的に道路の巡視又は応急対策工事等を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資するとともに、応急対策(道路巡視・応急対策工事等)に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等(以下「建設資機材等」という。)の確保及びその対応方法を定め、もって、災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。
 - 2. 「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、応援対策本部長もしくは、災害等支援本部長(九州地方整備局長)から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所の直轄管理区間外(他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体)においても同様とする。

(業務の内容)

- **第2条** 甲は、直轄管理区間(道路)等で災害等が発生もしくは、災害の発生が予測され、必要と認めるときには、災害状況に応じて乙に出動を要請することができるものとする。
 - 2. 乙は、前項の要請があった時は、速やかに体制を整え、被害状況を把握し、甲の指示により当該災害等の応急対策業務を実施するものとする。
 - 3. 乙は、第1項の規定にかかわらず、直轄管理区間(道路)で震度6弱以上の地震が発生した場合は、自動的に担当区間へ出動し、道路巡視(道路啓開)・並びに応急対策工事(路面段差の擦り付け等の軽微な道路啓開作業に限る)等を実施するとともに、速やかに甲へ状況報告を行うものとする。なお、沿岸部においては、津波に関する注意報・警報が発表された場合は、解除後に実施するものとする。
 - 4. 乙は、これらの業務に適切に対応が出来るよう気象庁、河川情報センター、日本道路交通情報センター等を通じて、防災情報、河川水位、道路状況等の的確な情報収集に努めるものとする。

(業務の実施区間)

- 第3条 業務の実施区間は、甲が管理する直轄管理区間(道路)とし別図-1のとおりとする。また、大隅河川国道事務所が管理するその他の施設に係る業務の実施区間は、別図-2のとおりとする。
 - 2. 第1条第2項に該当する区間。

(出動の要請)

- 第4条 甲は、乙に対し第3条の業務実施区間の具体的な災害等の状況に応じ応急対策業務のための出動を書面又は、電話等の方法により要請するものとする。
 - 2. 乙は、前項に規定に関わらず、第2条第3項に該当する場合は、通信途絶の可能性もあることから、出動の要請を待たず、担当区間へ自動的にするものとする。
 - 3. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

(契約の締結)

第5条 甲の出動要請があった場合、または、第4条第2項による場合は、甲と乙は 速やかに工事請負契約を締結するものとする。

(業務の実施)

- 第6条 業務の直接の指示は、大隅河川国道事務所所属職員等のうち甲が指定する者 (以下、「指示者」という。)が行うものとし、乙はその指示に従うものとす る。
 - 2. 乙は、第4条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出動し、指示者の指示のもと、応急対策の業務を実施するものとする。

(広域要請)

- **第7条** 甲は大規模な災害が発生した場合は、第3条の工事の実施区間にとらわれることなく出動を要請することができるものとする。
 - 2. 乙は、前項の要請があったときは、道路・河川・砂防等を問わず、甲の指示により当該災害の応急対策業務を実施するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項または、疑義を生じた事項については、その都度 甲、乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第10条 この協定の証しとして、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通 保有する。

令和4年 月 日

別紙一1

甲 住所 鹿児島県〇〇市〇〇〇

氏名 国土交通省九州地方整備局

大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

乙 住所 鹿児島県〇〇市〇〇〇

氏名 株式会社 〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇



